

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園  
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

### 1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額を引下げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均△2,235円(△0.58%)

給料 △1,863円

はね返り △ 372円

※1 初任給については、人材確保の観点から給料月額を据え置く。

※2 医療職給料表(一)については、医師の処遇確保の観点から改定しない。

### 2 諸手当の改定

勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	令和元年度(案)※	令和2年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.950 (年間:1.90)	1.100(+0.15) (年間:2.05)	1.025(+0.075) (年間:2.05)
	管 理 職 員	1.150 (年間:2.30)	1.300(+0.15) (年間:2.45)	1.225(+0.075) (年間:2.45)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.450 (年間:0.90)	0.550(+0.10) (年間:1.00)	0.500(+0.050) (年間:1.00)
	管 理 職 員	0.550 (年間:1.10)	0.650(+0.10) (年間:1.20)	0.600(+0.050) (年間:1.20)

※ 令和元年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

・再任用職員以外の職員 4.50月 → 4.65月(+0.15月)

・再任用職員 2.35月 → 2.45月(+0.10月)

### 3 職員の退職手当に関する条例の一部改正

給料表の改定に伴い、令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する職員に係る退職手当の激変緩和措置を実施するため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の付則で職員の退職手当に関する条例の一部を改正する。

### 4 施行期日

- (1) 本年 1 2 月分の勤勉手当の引上げ及び退職手当の激変緩和措置 公布の日
- (2) 給料表の改定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 令和 2 年度の勤勉手当の改定 令和 2 年 4 月 1 日